

2021年2月26日

「2021～2023年度郵便・宅配便等取扱業務」

(公告日：2021年2月9日) について寄せられた質問等に関する回答は、以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部次長（契約担当）

通番	該当頁	項目	質問・意見	回答
1	入札説明書P. 12	4. (1) (ウ) ①郵便局・宅配業者を通じた封書・荷物の集配	書留、小包の各部署への配送について、当該部署の受取人に直接引き渡すことと限定されるのでしょうか。	受取人が所属する部室課の郵便担当者等（郵便担当者不在時はその代理）の証印または署名を取り付けた上、郵便担当者等（郵便担当者不在時はその代理）に引き渡すことでも結構です。但し、受取人に確実に引き渡されるよう、郵便担当者には書留である旨を伝える等、適切にご対応ください。
2	入札説明書P. 12	4. (1) (ウ) ②郵便局・宅配業者を通じた封書・荷物の集配	書留、特定記録以外の交付記録郵便とは何を指すのでしょうか。	交付記録郵便とは、郵便局が取り扱うオプションの一つで、レターパックプラスの専用封筒（交付記録郵便用特定封筒）を利用した特定封筒郵便物の配達を記録するサービスです。引受け・配達時の記録サービスが附帯する配送物の場合、確実に受領したことの根拠として受領側（本業務の受注者）においても授受記録を残してください。 交付記録郵便： https://www.post.japanpost.jp/service/fuka_service/kofu/index.html
3	入札説明書P. 15	9. (1) 業務遂行のために必要な資機材の準備	落札後に郵便料金計器の契約を行うこととなるが、取扱業者に聞いたところ、手続きから承認が下りるまで約3週間が必要であると回答を得ております。それまでの間についての発送業務については、料金別納にて対応してもよろしいのでしょうか。	承認が下りるまでの間は、料金別納または郵便切手の使用により、ご対応をお願いいたします。